

SSBJ基準における第三者保証の実務ポイント

～保証機関の視点から解説する開示準備と保証プロセス～

ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン株式会社

執行役員 倉内 瑞樹



ソコテックグループについて

ソコテックグループは、フランスに本部を置く国際的な認証機関であり、世界各地で審査・認証業務を行うグローバルなリスクマネジメント企業です。1953年に設立され、建築物・資材の検査や認証、トレーニングを行っています。ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン株式会社は、日本国内において組織のニーズに合ったGHG排出量保証を含む、非財務分野についての監査やISOの認証等のサービスを提供しています。



13,000
people

6,500
engineers

250,000
clients

€1,4Bn
turnover

ソコテック アシュアランス部門の ESG ソリューションラインナップ



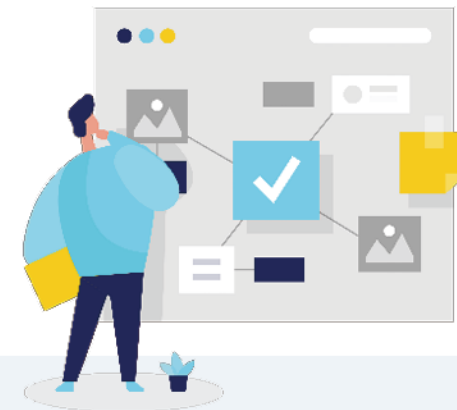
第三者認証・保証

- 非財務情報監査・保証
- GHG排出量保証 (Scope1,2,3)
- 水使用量
- 廃棄物量
- エネルギー使用量
- 社会パフォーマンスデータ
- カーボンフットプリント保証
- カーボンニュートラル保証
- カーボンニュートラル (プロセスの妥当性確認)



マネジメントシステム認証 及び 機能評価

- ISO9001 ● ISO14001 ● ISO27001
- ISO45001 ● ISO46001
- SC68001
(ビジネスと人権デューデリジェンスに関する機能評価)



国際規格 (ISO14065) に基づく GHG 妥当性確認・検証機関として認定①

ISO14065:2023 に基づき、日本適合性認定協会 (JAB) より、
温室効果ガス妥当性確認・検証機関として認定されました(2021年2月22日付)。

継続的な品質保証体制の確立

JAB による年次監査において、ISO14065 の要求事項への適合状況が厳格にチェックされ、
検証業務の実施体制、技術的能力、品質管理システムが国際基準に沿って
運用されていることが毎年確認されています。

書類審査



現地審査



立ち合い審査



認定維持

認定番号: GHG015

有効期間: 2029年11月30日・J-クレジット制度における妥当性確認・検証機関

国際規格 (ISO14065) に基づく GHG 妥当性確認・検証機関として認定②

国内の制度について

現在の国内制度であるJクレジット制度やSHIFT制度等では、検証機関にISO14065認定の取得が要件として定められており、GX-ETS（自主的炭素クレジット取引制度）をはじめとする今後の国内制度においても、第三者検証機関の要件としてISO14065認定が求められる可能性が高まっています。

ISO14065 認定が要件となる下記制度にて機関登録済みです。

J-クレジット制度における
妥当性確認・検証機関

環境省 SHIFT 制度における
検証機関

カーボン・オフセット第三者認証
プログラムの認証機関

GX-ETS 第二フェーズの登録確認機関として経産省より認定

国際規格に基づく認定検証機関として、より品質の高い検証サービスを提供することでお客様にとっても検証リスクを低減できるのみならず、対外的なPRにもつなげていただくことが可能です。

CONTENTS

SSBJ基準の概要	07-14
情報開示にかかる第三者検証のポイント	15-23
第三者保証のプロセス	25-32
保証における内部統制の確認ポイント	33-47



SSBJ基準の概要

Calculation Considerations for Third-Party Verification.

SSBJ

(Sustainability Standards Board of Japan)

SSBJ（サステナビリティ基準委員会）は、日本の財務会計基準機構（FASF）の内部組織であり、サステナビリティ報告基準の開発や提言を行っている。具体的には、国内基準の整合性を保ちつつ、国内の市場関係者にとって有用なサステナビリティ基準を策定することを目的としている。

SSBJ基準とは

- ◆ **SSBJ基準**とは、「サステナビリティ基準委員会（SSBJ）」が策定したサステナビリティ情報の開示基準のこと。これらの基準は、日本の企業が環境や社会に与える影響を透明に報告するために設けられている。
- ◆ 具体的には、企業が投資家やその他のステークホルダーに対して、サステナビリティに関する以下の情報開示が求められている。この基準は、国際的なサステナビリティ開示基準（ISSB基準）と整合性を持たせつつ、日本独自の要素も取り入れている。

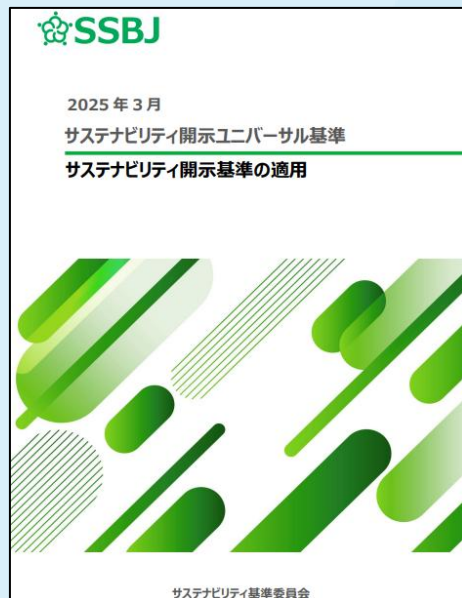
SSBJ基準における開示が必要な4本の柱	
ガバナンス	サステナビリティ関連のリスクと機会に対するガバナンス体制
戦略	サステナビリティ関連のリスクと機会が企業の戦略、ビジネスモデル、財務計画に与える影響
リスク管理	サステナビリティ関連のリスクをどのように特定、評価、管理しているか
指標と目標	サステナビリティ関連のリスクと機会に対する指標と目標、およびその進捗状況

SSBJ3つの基準

SSBJは2025年3月に3つのSSBJ基準を公表

ユニバーサル基準

サステナビリティ開示基準の適用



テーマ別基準

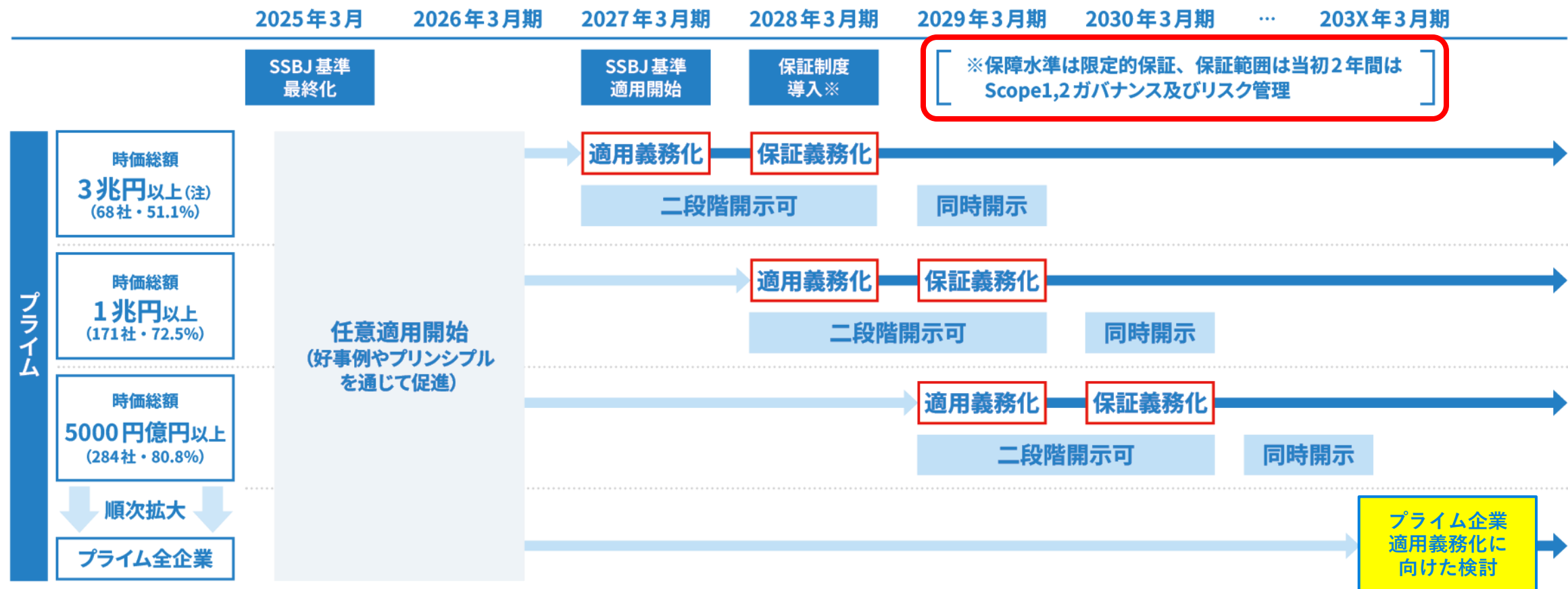
一般開示基準



気候関連開示基準



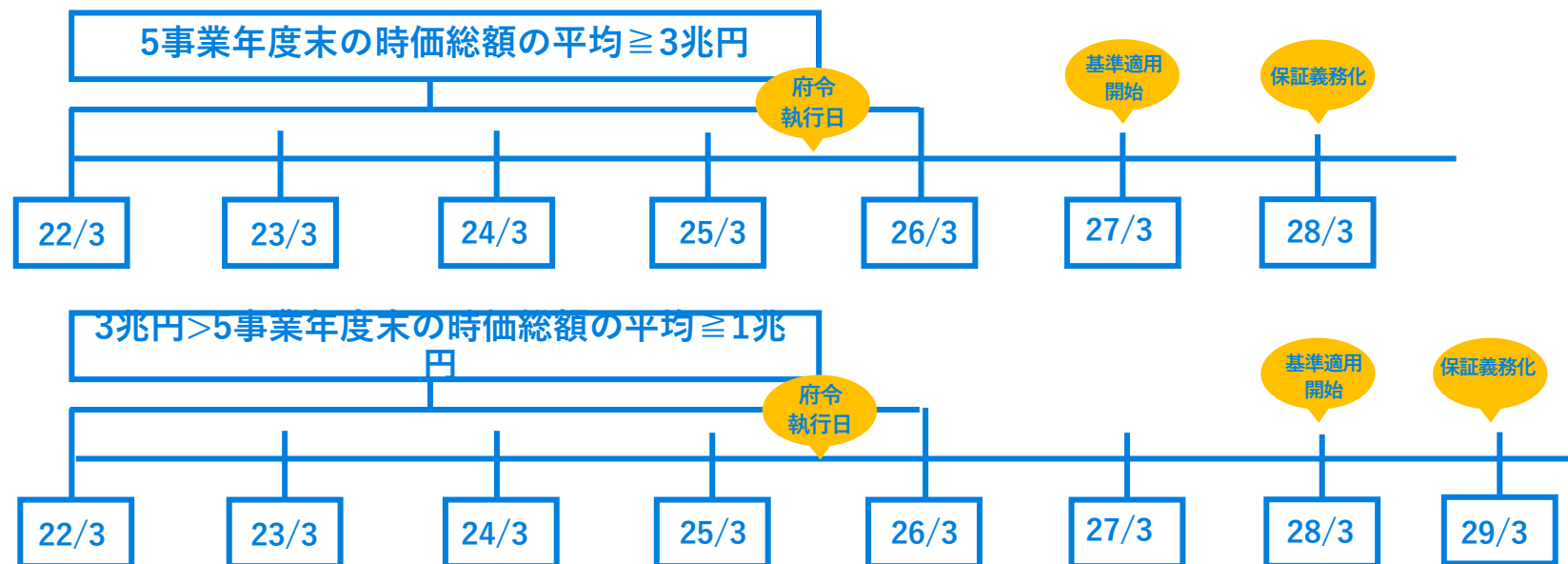
サステナビリティ開示基準及び保証制度に係るロードマップ案



(注) 時価総額に応じた適用社数とカバレッジ (Bloomberg 及び JPX 公表統計の 2025 年 3 月末時点から作成)。実際は適用となる期の直前までの 5 事業年度の平均値を用いる。

SSBJ基準の適用対象企業について

適用対象企業	◆ プライム市場上場企業のうち、前期末及びその前4事業年度末における時価総額の平均（5年平均時価総額）が1兆円以上の企業とする。 ◆ 適用開始期の末日時点ではプライム市場に上場している必要がある。ただし、過去5事業年度の末日において上場している市場は、時価総額の算定ができれば足りるため、プライム市場に限らないものとする
適用開始時期 (3月決算企業の例)	◆ 2026年3月31日を基準として算定した5年平均時価総額が3兆円以上である企業については、2027年3月31日以後に終了する事業年度の有価証券報告書から適用する。 ◆ 同様に、2026年3月31日を基準として算定した5年平均時価総額が3兆円未満1兆円以上の企業については、2028年3月31日以後に終了する事業年度の有価証券報告書から適用する。 (注1) 経過措置の適用の判定に当たっても、過去5事業年度の末日において上場している市場は、プライム市場に限らない。 (注2) 1兆円未満5,000億円以上の企業への適用時期が2029年3月31日となるよう、制度対応を検討する



サステナビリティ開示基準の適用

開示の流れ

- ① 報告企業の決定 : 連結財務諸表に含まれる企業集団が対象
- ② リスクと機会の識別 : 企業の見通しに影響を与えるリスクと機会を特定
- ③ 情報の識別 : 重要な情報を識別・報告
- ④ 財務報告との関連 : サステナビリティ関連情報を財務諸表とあわせて開示 (同一文書でなくても良い)

例：3月決算の場合

	20X3				20X4		
	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9
財務諸表		報告期間 (20X3 年度)				後発事象	
		↑ 同一報告期間を対象とする ↓				↑	↑
サステナビリティ関連財務開示		報告期間 (20X3 年度)				後発事象	同時に報告
						↑	↑ 公表を承認

サステナビリティ保証業務の全体像

1

有価証券報告書への記載が義務付けられるサステナビリティ情報の保証は、国際基準

- ◆ 保証基準（ISSA5000）
- ◆ 品質管理基準（ISQM 1）
- ◆ 倫理・独立性基準（IESSA）

と整合性が確保された基準に準拠して実施するものとする。

そして、保証業務実施者を登録制とし、こうした基準に準拠した保証が提供される制度とする（**監査法人・監査法人以外のいずれも、要件を満たす場合は登録可能**）。

2

登録要件

- ◆ **業務執行責任者の設置**
→サステナビリティ保証に必要な専門的な知識・経験や能力（例：研修の受講等）
- ◆ 保証を実施する**上場企業の規模、特性等を踏まえた人的体制整備**
→品質管理体制、保証基準の遵守体制等（注1,2）
- ◆ 一定の財産的基礎 等

3

行為規制

- ◆ 国際基準（倫理・独立性基準）で求められる義務の遵守
→**守秘義務、非保証業務との同時提供禁止、業務執行責任者のローテーション** 等

4

検査・監督
その他

- ◆ 登録業者への**検査・監督は金融庁**において実施 等

注1 例えば、一定の上場企業に対して保証を行う登録業者は、保証に関するより充実した人的体制を整備する必要があると考えられ、その旨を登録申請時に審査することなどが考えられる。

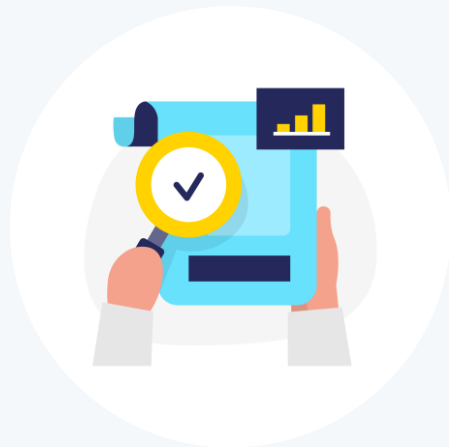
注2 十分な知識・経験や能力を有する人材が確保されているかなど、登録業者（法人）において国際基準に沿った保証を実施する体制が整備されているかを審査する。



情報開示にかかる 第三者検証のポイント

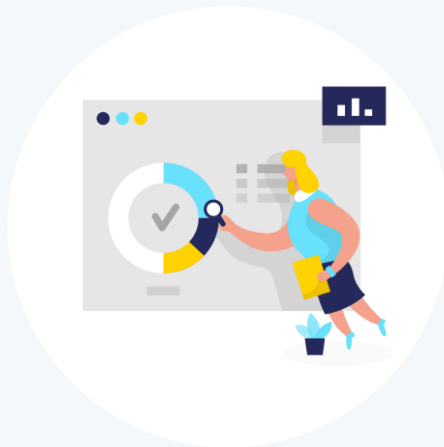
For disclosure of information Points for third-party verification

第三者保証が求められる背景



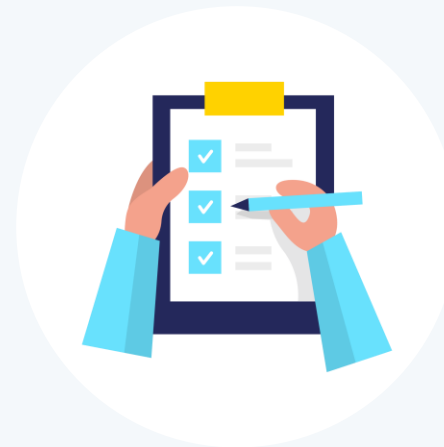
透明性と 信頼性の重要性

企業活動における透明性と信頼性の社会的要請が第三者保証の背景となっている。



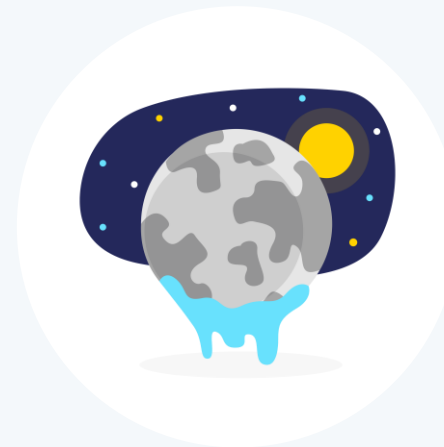
ESG評価と CSVの普及

環境・社会・ガバナンス（ESG）評価と共通価値の創造（CSV）が企業評価の中心となっている。



グリーン ウォッシング防止

不正確な環境情報の開示防止に向け、データの信頼性確保が不可欠となっている。



サプライチェーンと 気候変動対策

サプライチェーン全体での第三者保証取得と気候変動対策が企業価値に直結している。

適用対象外企業におけるGHGデータ開示の重要性

市場における開示品質の拡大

- ・適用対象外企業との開示情報における信頼性の差が顕著に
- ・投資家、取引先、ステークホルダーからの評価において不利な立場に

開示情報利用者からの期待の高まり

- ・投資家：信頼性の高いサステナビリティ情報を要求し、ESG投資の判断材料に活用
- ・脱炭素化推進のためGHGデータを要求

将来的な規制拡大への備え

- ・SSBJ基準の適用範囲は段階的に拡大
- ・競合他社に先んじた取り組みによる企業価値の向上



適用対象外であっても、今から準備を始めることが競争優位性の確保につながる

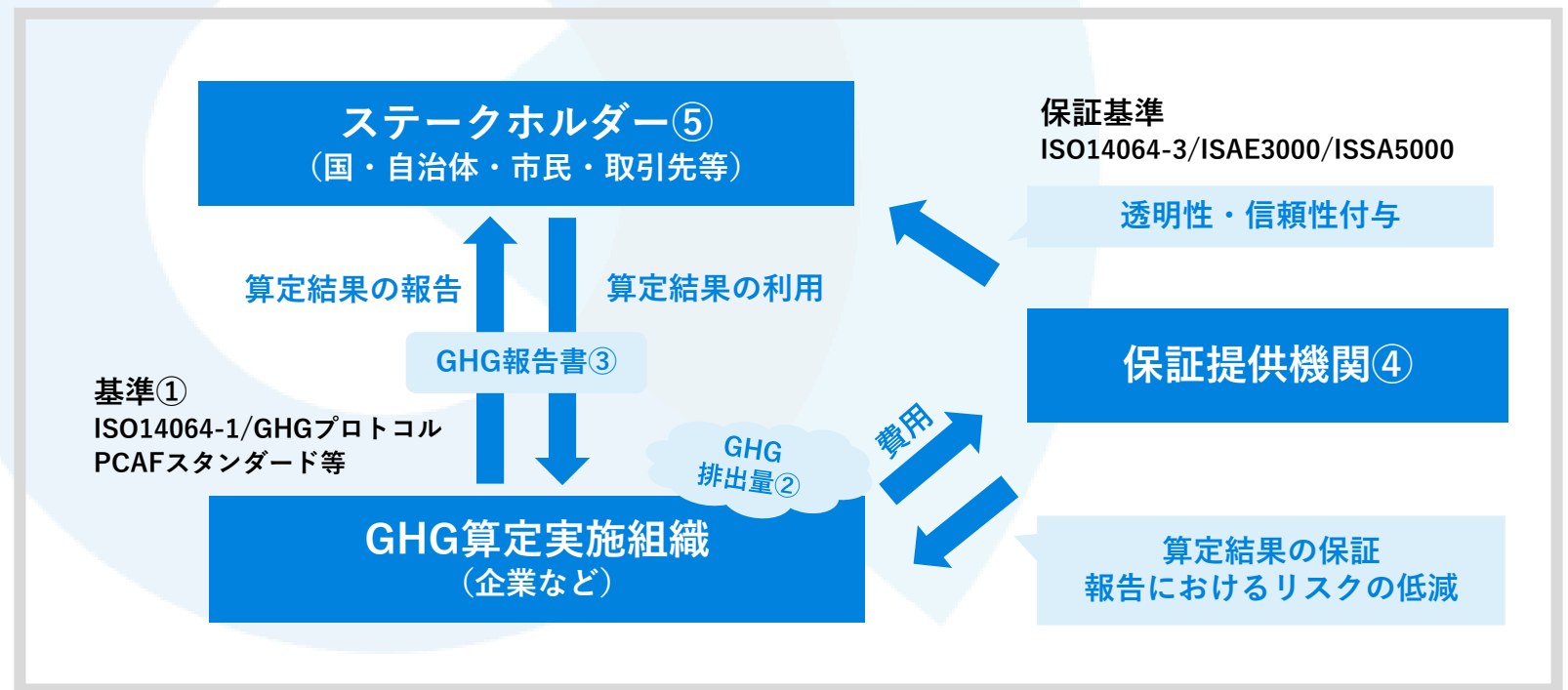
第三者保証と二重責任の原則

保証業務とは、**適合する規準①（作成規準）**によって**主題②（GHG排出量）**を測定又は評価した結果である**主題情報③（GHG報告書）**に信頼性を付与することを目的として、**業務実施者④（保証提供機関）**が、十分かつ適切な証拠を入手し、**想定利用者（ステークホルダー）⑤**に対して、**主題情報（GHG報告書）**に関する結論を報告する業務（透明性・信頼性を付与する）

二重責任の原則

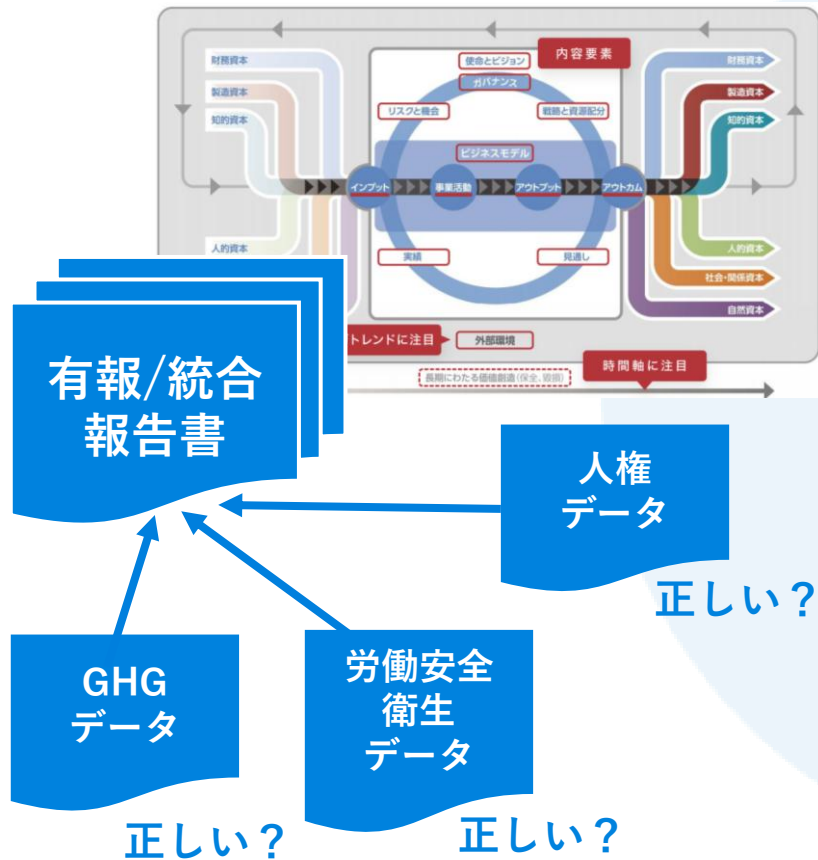
事業者の責任＝適切な情報を作成し報告する

保証提供者の責任＝事業者が作成した情報を検証し、意見を表明する



第三者保証の重要性（保証導入前）

すでに情報開示されている環境データや社会データ等はステークホルダーが開示情報が正しいと信頼している…？



第三者保証における検証手続きを実施してみると…

- ◆ 経時的な比較可能性の観点で見た場合に算定範囲が変化していて過去データと一致していない？
- ◆ 参照しているデータに漏れが散見される？
- ◆ 算定ロジック自体にそもそもの誤りが発見される？
- ◆ 同業他社と比較して明らかに集計結果が小さな値？又は大きな値？（算定を外注していたが、計算過程で桁間違いが発見される）
- ◆ 参照している排出係数が過去ずっと誤って適用していた？
- ◆ 本来使用できないエネルギー証書（期限切れ）を用いて排出量0をカウントしていた？（エネルギー証書の適量ルールを知らなかった）

開示情報を遡って修正する必要性の検討

これまで目標設定に使用していたデータのベースラインが大きく変わる
取引先、顧客、投資家に開示していたデータから大きく乖離するため説明が必要となる…

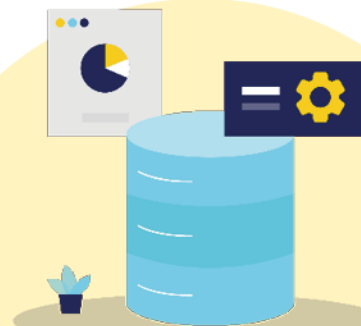
検証にて確認するポイント

組織が自らの GHG 排出量の主張を実証するためには、
環境情報の信頼性・検証可能性の確保が必要



算定手順

誰が算定しても同じ結果が得られる
「報告体制の構築と報告ルール」



算定根拠

排出量算定におけるデータ類
(原単位、電力使用量、排出係数 等)

—— ソコテックが検証結果に対して保証 ——

参考 検証可能性

環境報告は、記載事項について、その前提条件、作成方法、算定根拠等を明らかにし、記載事項が対象事業を忠実に表現していることを、客観的に検証できるようにする工夫が望まれます。

環境省「環境報告に係る信頼性向上の手引き
(第2版2014年5月)」原則5より

組織による算定の基準・手順 を明確にする必要がある

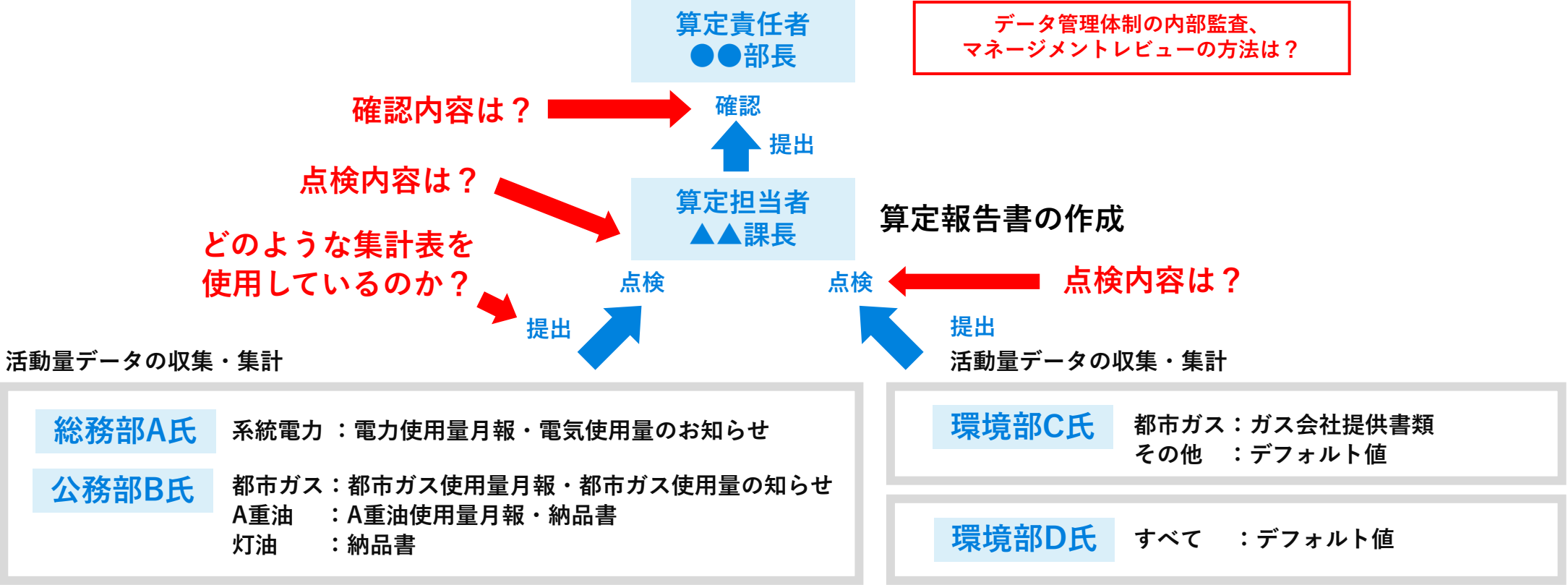
- 一次データを採用する際の算定方法
- 複数の異なるデータ性質の算定データをどのように集計するのか
- 組織がサプライヤーから受け取るデータをどのように確認するのか

GHG情報システムの評価

計算の正確性のみならず、データが適切に管理され収集されているかどうかを確認を行う。

データの収集

データの収集



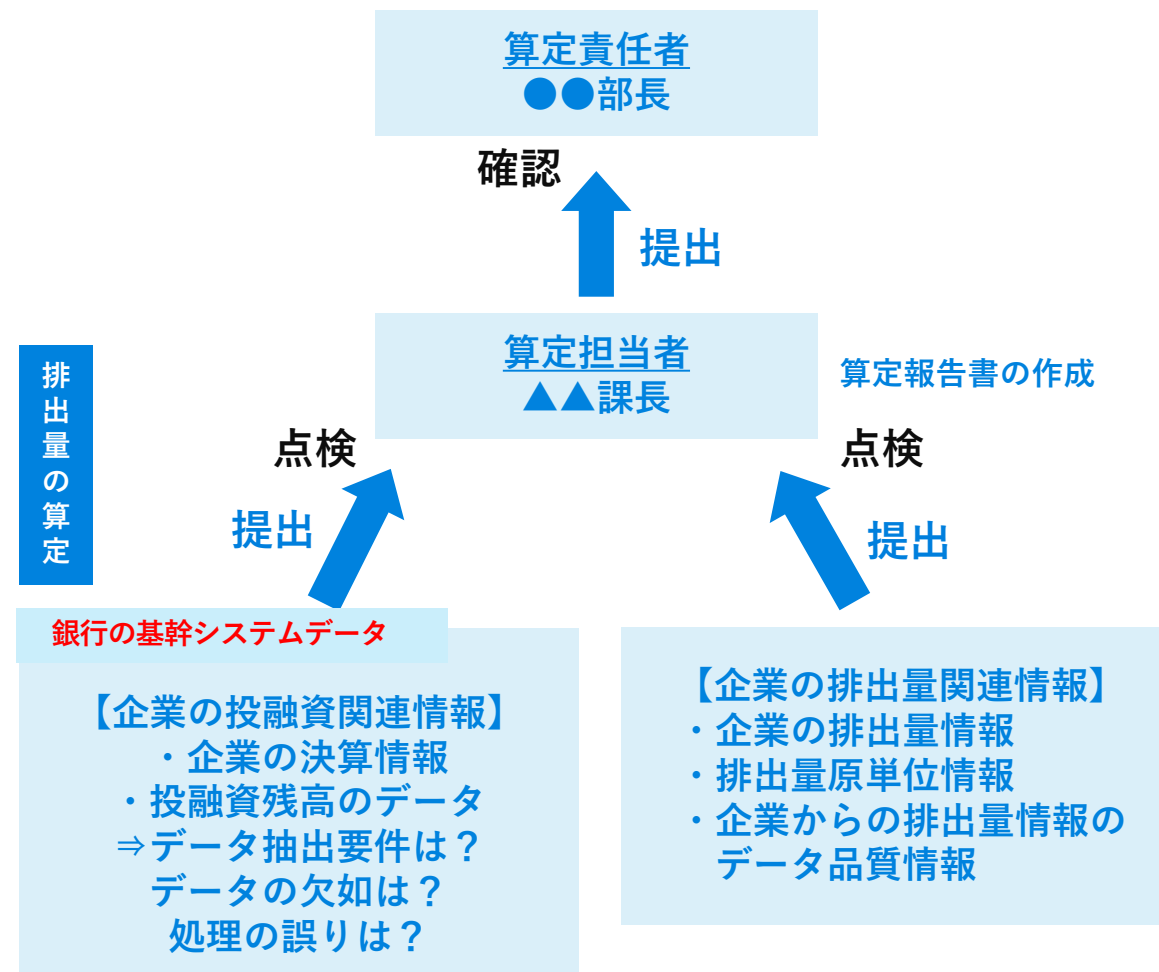
出所：環境省平成22年度「企業・組織が行う温室効果ガス排出量の算定と検証に関する自治体等向け説明会」資料 より

金融機関におけるFE算定での データ収集体制の構築

◆ 組織においては、しばしば人事異動によりGHG排出量データの算定責任者や担当者が入れ替わることで、データ品質においてもリスクとなるケースが少なくない。

◆ どのようなデータをだれがどのように集計し、本部へどのように報告するのか？誰が品質チェックを行うのかなどをプロセスとして確立しておくことは、データーの内部統制リスクを軽減し、第三者にそのデータの基本5原則（①適切性 ②完全性 ③一貫性 ④正確性 ⑤透明性）を実証するためにも重要である。

GHGの情報管理（データ提出・点検）手順の確立と維持
文書保持と記録管理の手順の確立と維持



出所：環境省平成22年度「企業・組織が行う温室効果ガス排出量の算定と検証に関する自治体等向け説明会」資料をSOCOTECが一部加工

算定結果の検証

■ 検証テスト（例）

伝票突合せ	燃料の請求書など書類の 根拠データを辿り、整合性を確認
算定結果の確認	転記や計算方法の確かさの確認
データの見直し	報告情報の脱漏がないか確認
裏づけ	計量器の校正などについて 第三者から書面の裏づけを取得

■ データのクロスチェック

過去の実績データなど他のデータを利用して、
算定結果の妥当性を確認。

第三者保証におけるチェックポイント

単なる算定結果の確認だけではなく、
算定プロセス全体を評価・検証する。

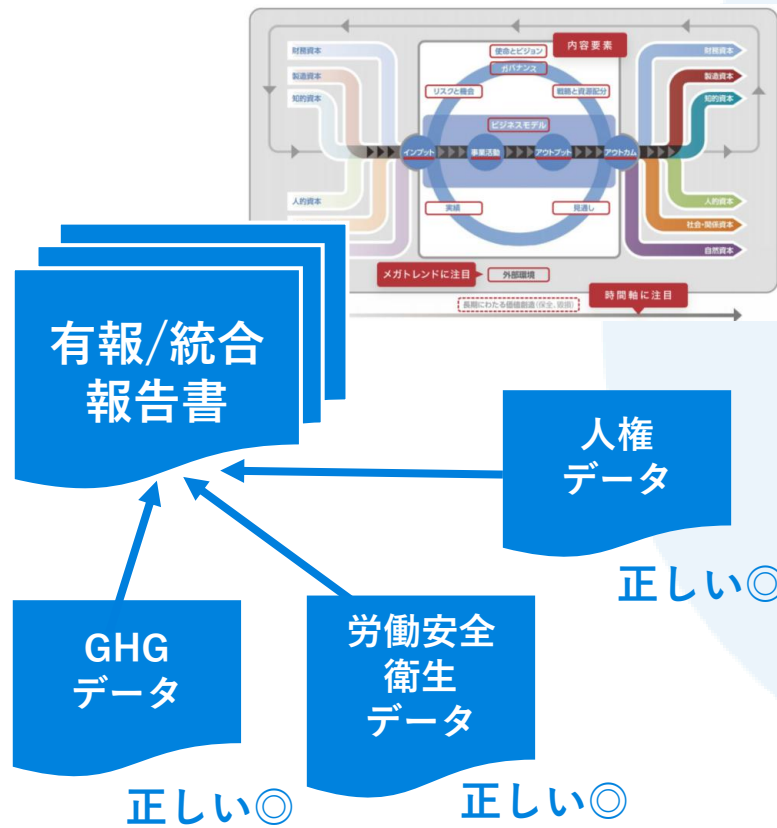
なぜ、「算定結果の確認」だけ
ではダメなのか？

内部統制（算定手順の整備・算定方法の確立）が
しっかり取れていないと、発生してしまうリスク

- ◆ 排出源・監視点の把握漏れ
- ◆ 活動量の入力ミス、転記ミス
- ◆ 活動量の測定方法の誤り
- ◆ 活動量の把握漏れ
- ◆ 換算式または係数の適用における誤り etc...

第三者保証の重要性（保証導入後）

第三者保証により、ステークホルダーは環境データや社会データ等の開示情報が正しいという信頼が得られる



第三者保証における検証手続きにより

- ◆ 経時的な比較可能性の観点で見た場合にグローバルスタンダードに従って、算定範囲が特定され、財務諸表と一致する範囲にて一貫して報告される。
- ◆ 参照しているデータに漏れがないことを組織は実証できる
- ◆ グローバルスタンダードに従った算定ロジックが確立
- ◆ 正確な算定結果が担保される
- ◆ 参照すべき排出係数は適切かつ妥当であることが実証される
- ◆ GHGプロトコルScope2ガイダンスに適合するエネルギー証書により適切かつ正確なScope2が計算される

高い信頼性

（非財務情報の正確性が担保されなければ
財務情報とのコネクティビティは意味をなさない）

第三者保証のプロセス

Third-party assurance process

保証のプロセス

企業概要把握

事業者作成の非財務情報算定手順書・算定結果を受領。

リスク評価

算定手順書・算定結果を基に、リスク評価を実施。

保証計画の策定

リスク評価を基に保証業務の計画を策定する。

保証手続き実施（現地確認）

事業者からのヒアリング、現地審査を実施。

実施結果の評価

現地確認の結果を基に、**発見事項確認書**を送付。

保証意見の形成、報告書作成

審査チームとしての意見を形成する。

品質管理レビュー

審査チーム以外の者が社内で再レビューを実施

保証報告書提出

最終的な検証意見を記載した報告書を提出する。

第三者保証について

保証とは

過去のデータ及び情報の声明書について、それが実質的に正しく、**基準**に適合しているかどうかを判断するために評価するプロセス

算定基準

保証 する上で必要となる判断基準。どのような基準に基づいた算定であるかなど確認する必要がある。

【例】 GHG プロトコル、温対法 等

企業が
算定時に使用

保証基準

保証 する上での実施基準。 保証機関に対して求められている検証プロセスの要求事項。

【例】 ISO14064-3、ISAE3410 等

保証機関が
検証時に使用

※ 保証実施基準の選択によって保証結果が異なることはありません。

組織が宣言する算定結果が、**基準に従って適切に算定されているのか？**
(組織は**何の基準**に従って、算定することを宣言しているのか?)

保証手続きの内容（例）

- ✓ 記載内容の現地確認（装置や証拠書類の有無 等）
- ✓ 算定結果の確認
- ✓ データ収集方法に関するヒアリング

単なる算定結果だけでなく、**算定プロセス全体を評価する** また、検証作業の内容や判断基準についても、一定のルールを定める必要がある。



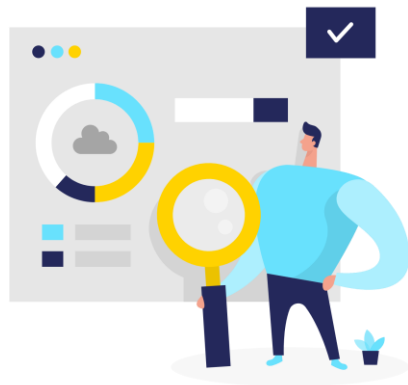
出所：環境省平成22年度「企業・組織が行う温室効果ガス排出量の算定と検証に関する自治体等向け説明会」資料より

第三者保証に向けた準備資料類

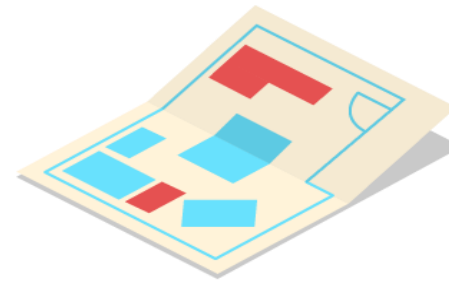
- ① 算定範囲の適切性の根拠
- ② 算定手順（Scope 1, 2, 3）、業務フローチャートなど
- ③ 算定に使用したツール
- ④ 算定ツールに入力した活動量の根拠
- ⑤ 適用した排出係数の根拠
- ⑥ Scope3の計算で適用した排出源単位の根拠
- ⑦ 概算計算した場合は、その概算が適切であることの根拠
- ⑧ 取引メーター以外のモニタリング機器を使用している場合は機器の精度管理の資料
- ⑨ 社内では実施しているデータ品質管理の裏付け（データチェックの記録、承認記録など）
- ⑩ ガバナンス、リスク管理等の定性情報の根拠及び最終の開示情報案（GHG含む）

保証業務の内容（ガバナンス・リスク管理）

SSBJ基準で求められるガバナンス・リスク管理の保証では、組織におけるサステナビリティ関連課題に関する組織のガバナンスメカニズム及びその実施体制と実施結果に対して、組織内部規程や実施の根拠と開示情報が整合しているか、またリスク管理におけるプロセスに関する記述が、組織の内部規程等と開示情報が一致しているかを評価いたします。



ガバナンス・リスク管理の開示項目



開示項目における
根拠資料等の確認



確認された
開示項目内容

ガバナンス・リスク管理における開示内容とその確認事項例

ガバナンス

開示内容（例）

- ①：ガバナンス機関の名称又は責任を負う個人の役職名
- ②：①に与えられた役割、権限及び義務などの記述、並びに関連する方針への反映状況
- ③：適切なスキル及びコンピテンシーの有無又は開発予定についての判断方法

確認事項（例）

- ①②：公開している統合報告書、有価証券報告書等での気候関連ガバナンス体制図・取締役会規定等で気候関連問題の監督責任等が明確化された文書化・取締役会設置規則、要綱等と事実の確認
- ③：指名方針、指名手続き・コーポレートガバナンス方針、スキルマトリックス、力量の根拠資料

リスク管理

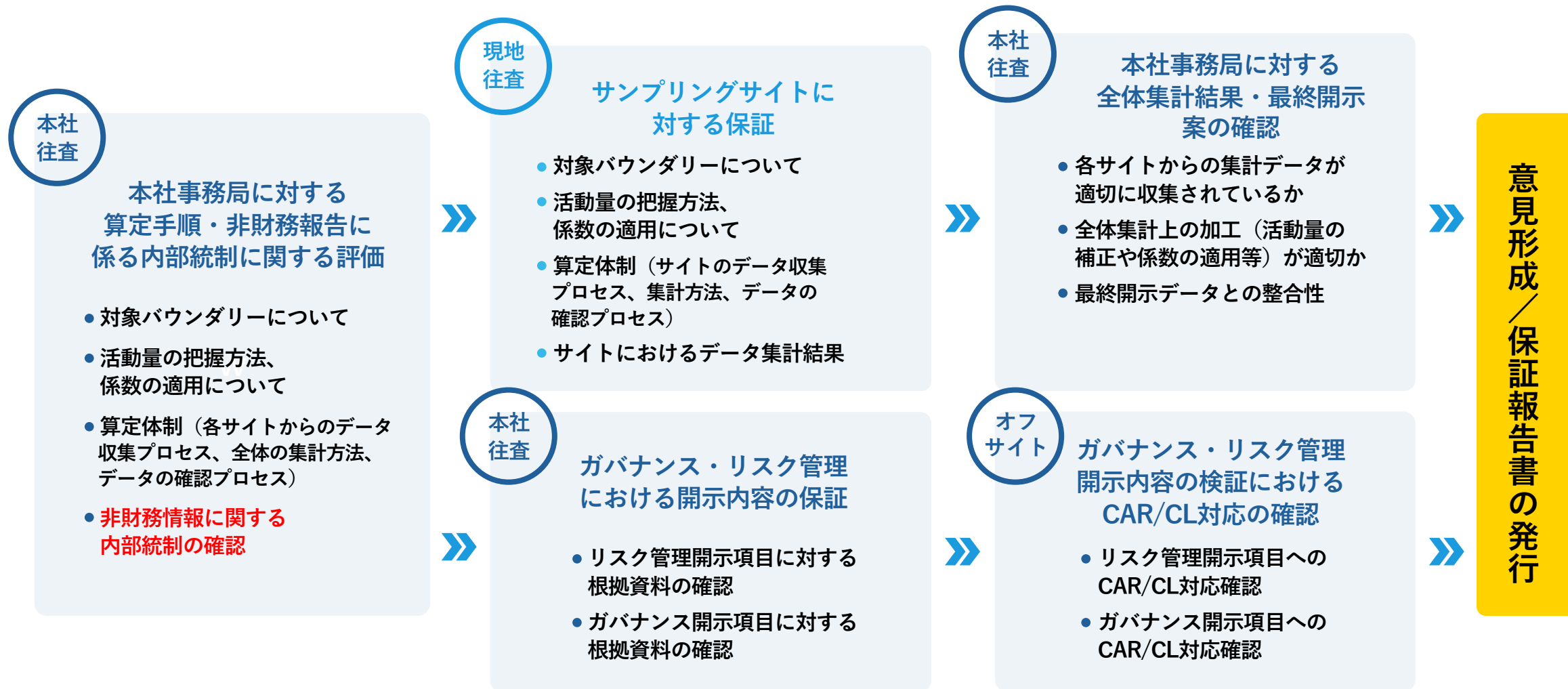
開示内容（例）

- ①：リスクを識別するためのプロセス（シナリオ分析含む）
- ②：リスクの影響の性質、可能性発生及び規模の評価方法
- ③：リスクの優先順位付けに関する情報
- ④：リスクをモニタリングする方法に関する情報

確認事項（例）

- ①：リスク識別、シナリオ分析プロセスが明確化された文書
- ②：リスクマトリクスにおける重要性判断定義の詳細
- ③：組織全体のリスクを体系的に収集・整理したデータベース、リスク優先順位付けの枠組み
- ④：リスク対応後のモニタリング方法手順、リスク対応後の報告手順等
上記の事実確認

開示項目に対する基本的な保証ステップ





保証における内部統制 の確認ポイント

Evaluation points for internal controls in assurance operations

内部統制とは

内部統制とは、企業の経営目標を達成するために、組織内のすべての者によって遂行されるプロセス。業務の適正性を確保し、リスクを管理するための仕組み。



情報開示における内部統制に置き換えると…

サステナビリティ情報開示における目的を達成するために、組織内のすべての者によって遂行されるプロセス。開示情報の正確性・完全性を確保し、開示プロセスに関わるリスクを適切に管理する仕組み

内部統制の4つの目的

- ① 業務の有効性及び効率性 : 事業活動目標達成のため、業務を効果的かつ効率的に遂行する
- ② 報告の信頼性 : 財務報告及び非財務報告を含む報告の信頼性を確保する
- ③ 事業活動に関わる法令等の遵守 : 法令、規則、社内規則等を遵守する
- ④ 資産の保全 : 視差の取得、使用、処分が正当な手続きの下で行われるよう保全する

サステナビリティ報告に係る内部統制を取り巻く現状

国内外で非財務情報の重要性が増大するのを受け、既存の内部統制フレームワークに取り込む動きがある。

- ◆ 米国のトレッドウェイ委員会支援組織委員会（COSO）から公表されているCOSOフレームワークでは2013年の改定で内部統制の目的の1つとしていた「財務報告の信頼性」から「報告の信頼性」に変更
- ◆ 国内でも2023年に金融庁より「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改定について（意見書）」が公表にJ-SOX制度の評価基準である「内部統制基準」「実施基準」に記載されている内部統制の4つの目的の1つである「財務報告の信頼性」から「報告の信頼性」へ変更されました。

補足

COSOフレームワークとは内部統制におけるグローバルスタンダードとして世界で広く活用されている内部統制基準。J-SOX制度（日本版内部統制報告制度）もCOSOフレームワークに基づいて整備。

サステナビリティ報告における内部統制の必要性①

◆ ISSA5000が求める内部統制の理解

ISSA5000ではサステナビリティ情報の保証業務において、保証実施者は事業体の内部統制の理解が求められています。

限定的保証	合理的保証
・ 内部統制の有効性に関する結論を提供する目的ではない ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示が生じる可能性が高い開示情報を識別するための、業務に関連する内部統制の理解が必要	・ 内部統制の有効性に関する意見を表明する目的ではない ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別及び評価するための、業務に関する内部統制の理解が必要

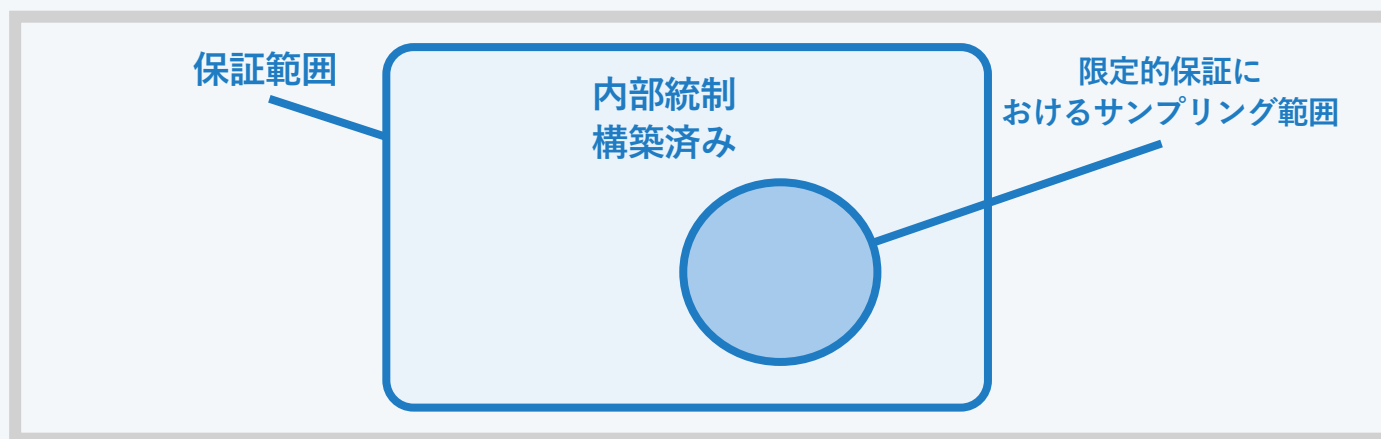


限定的保証でも内部統制の確認は必要になる

サステナビリティ報告における内部統制の必要性②

限定的保証における内部統制の重要性：

限定的保証では検証の手続きが限定されているため、保証機関によるサンプリングが行われなかった領域が広く存在します。情報全体の信頼性を確保するには事業者自身が開示情報の信頼性を向上するための内部統制を整備・運用することが重要です。



内部統制の構築により
保証提供者がサンプリング
していない箇所における
虚偽記載リスクを低減



二重責任の原則に基づき、事業者が自らの責任として内部統制を機能させることが、限定的保証における虚偽リスクの低減につながる

補足

二重責任の原則

事業者の責任 = 適切な情報を作成し報告する

保証提供者の責任 = 事業者が作成した情報を検証し、意見を表明する

J-SOXとICRSガイダンスの活用

J-SOXで培った内部統制の知見と体制を基盤に、ICRSガイダンスで非財務情報特有のリスクを補完することで、効率的かつ整合性のとれた統制環境を段階的に構築できます。

J-SOXの既存体制を基盤

- ・財務報告で確立した内部統制の枠組み（5つの構成要素・17の原則）
- ・承認プロセス、文書管理、証跡管理などの実務ノウハウを流用



ICRSガイダンスによる補完

- ・非財務情報特有のリスクや統制要点をICRSガイダンスで補完
- ・財務報告とは異なる特性（データソースの多様性、測定基準の複雑性等）に対応



サステナビリティ情報の
内部統制を構築

補足

ICRSガイダンスとはCOSOフレームワークをより効果的にサステナビリティ報告の内部統制に適用できるように、COSOが解説を加えたもので目的設定からモニタリングまでのステップを体系的に解説しており、財務報告の経験を活かした非財務情報の統制構築に活用できます。

J-SOXにおける6つの内部統制構成要素①

①統制環境

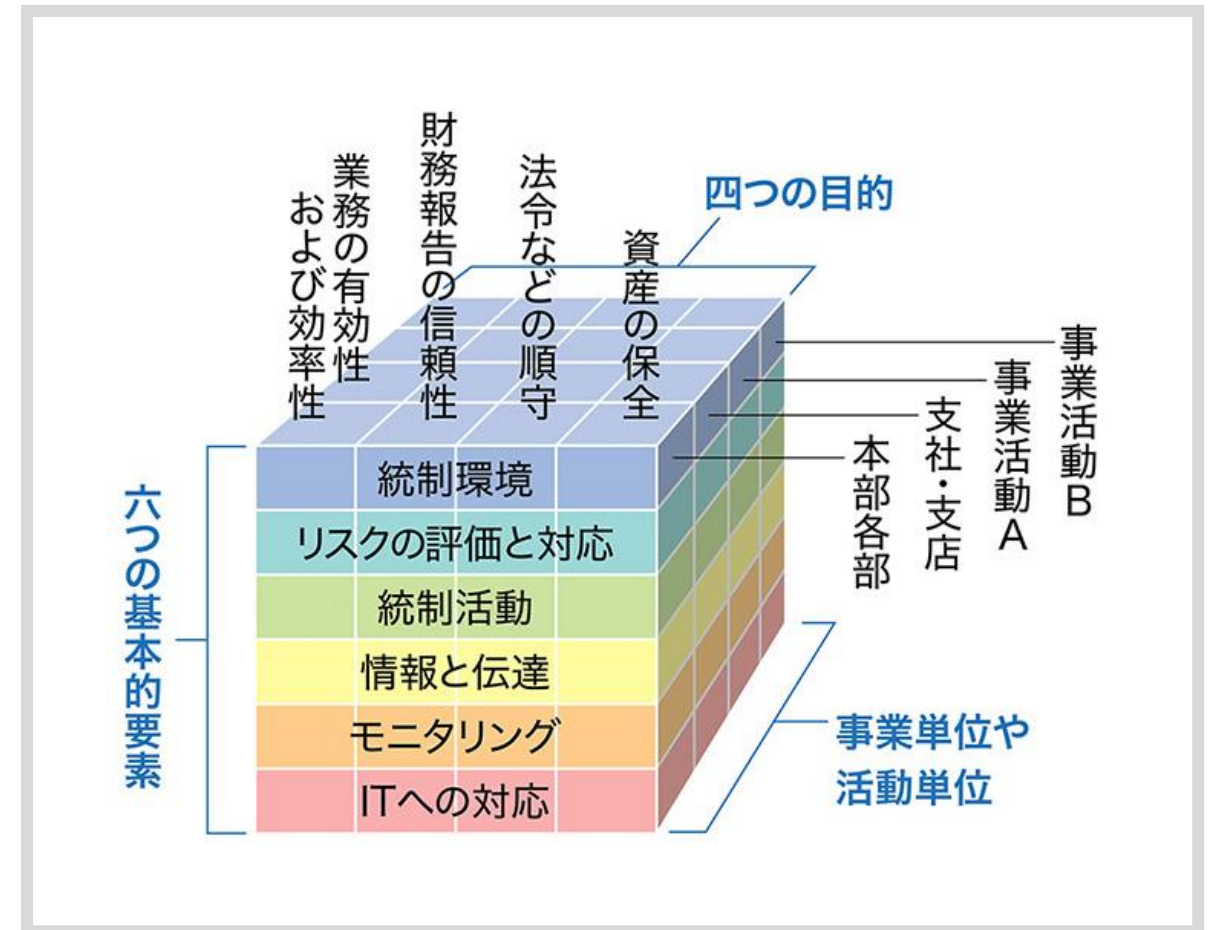
組織全体の統制に対する意識と風土を形成する基盤的要素です。経営者の姿勢や組織文化、権限と責任の配分などが含まれ、他の5つの構成要素すべてに影響を与える土台となります。組織における内部統制の有効性を左右する重要な要素です。

②リスクの評価と対応

組織目標の達成を阻害するリスクを識別・分析・評価し、適切に対応する一連のプロセスです。内部・外部環境の変化により生じるリスクを継続的に評価し、リスクの重要性に応じて回避・低減・移転・受容などの対応策を決定・実行します。

③統制活動

経営者の命令や指示が適切に実行されることを確保するための方針と手続です。権限付与、職務分掌、承認・決裁プロセス、資産の保全などが含まれ、業務プロセスに組み込まれて組織内の全ての者によって遂行されます。



J-SOXにおける6つの内部統制構成要素②

④情報と伝達

必要な情報を適時・適切に識別・把握・処理し、組織内外の関係者間で正しく伝達・共有することを確保するプロセスです。情報システムを通じて行われ、受け手が正しく理解し活用できることが重要です。組織内のコミュニケーションと情報流通の基盤となります。

⑤モニタリング

内部統制が有効に機能しているかを継続的に評価・監視し、必要に応じて是正するプロセスです。日常業務における「日常的モニタリング」と、業務から独立した視点で実施される「独立的評価」の2つの方法により、内部統制の継続的改善を実現します。

⑥ITへの対応

ITへの対応とは、組織目標を達成するために、業務において組織内外のITに対して適時かつ適切に対応することを指します。この要素は、IT環境への対応とITの利用及び統制の2つから構成されます。

IT環境への対応では、技術の進展やセキュリティリスクに応じた方針・手続を定め、システムの安定稼働を確保します。ITの利用及び統制では、アクセス権限管理、データの正確性・完全性の確保、システム変更管理などを通じて、業務プロセスにおけるITの効果的活用とリスク対応を行います。

組織の業務がITに依存している現代において、内部統制の有効性を判断する不可欠な要素となっています。

J-SOX対応から学ぶ内部統制 3 点セットの例

3 点セットとは、**RCM**（リスク・コントロール・マトリクス）、**業務記述書**、**業務フロー図**を指し、これらの文書によってサステナビリティ情報の収集から開示に至るプロセス全体における統制環境を体系的に把握することが可能となります。

RCM



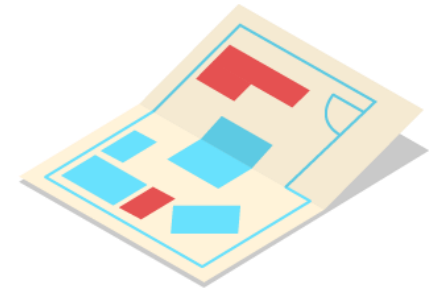
主要リスクと対応する統制活動を一覧化。統制の実施者・頻度を整理し、管理体制を把握します。

業務記述書



データ収集から開示までの流れを文書化。担当部署、システム、承認ルートを確認にします。

業務フロー図



業務記述書を図解化。プロセスの流れと統制ポイントを視覚的に示し、理解しやすくします。

3点セットの役割と相互関係

サステナビリティ情報開示における内部統制の構築は、3点セットの段階的整備が重要です。
業務フローでプロセスを可視化し、業務記述書で詳細化、RCMでリスクと統制を体系化します。
この連携により信頼性の高い開示体制を実現します。

・ 3点セットの作成プロセス（例）

業務フロー図化 （基盤）

- ・ 開示プロセス全体の可視化
- ・ 内部統制の適用範囲確定、虚偽表示リスクの所在把握
- ・ データ発生源から最終開示までの流れ

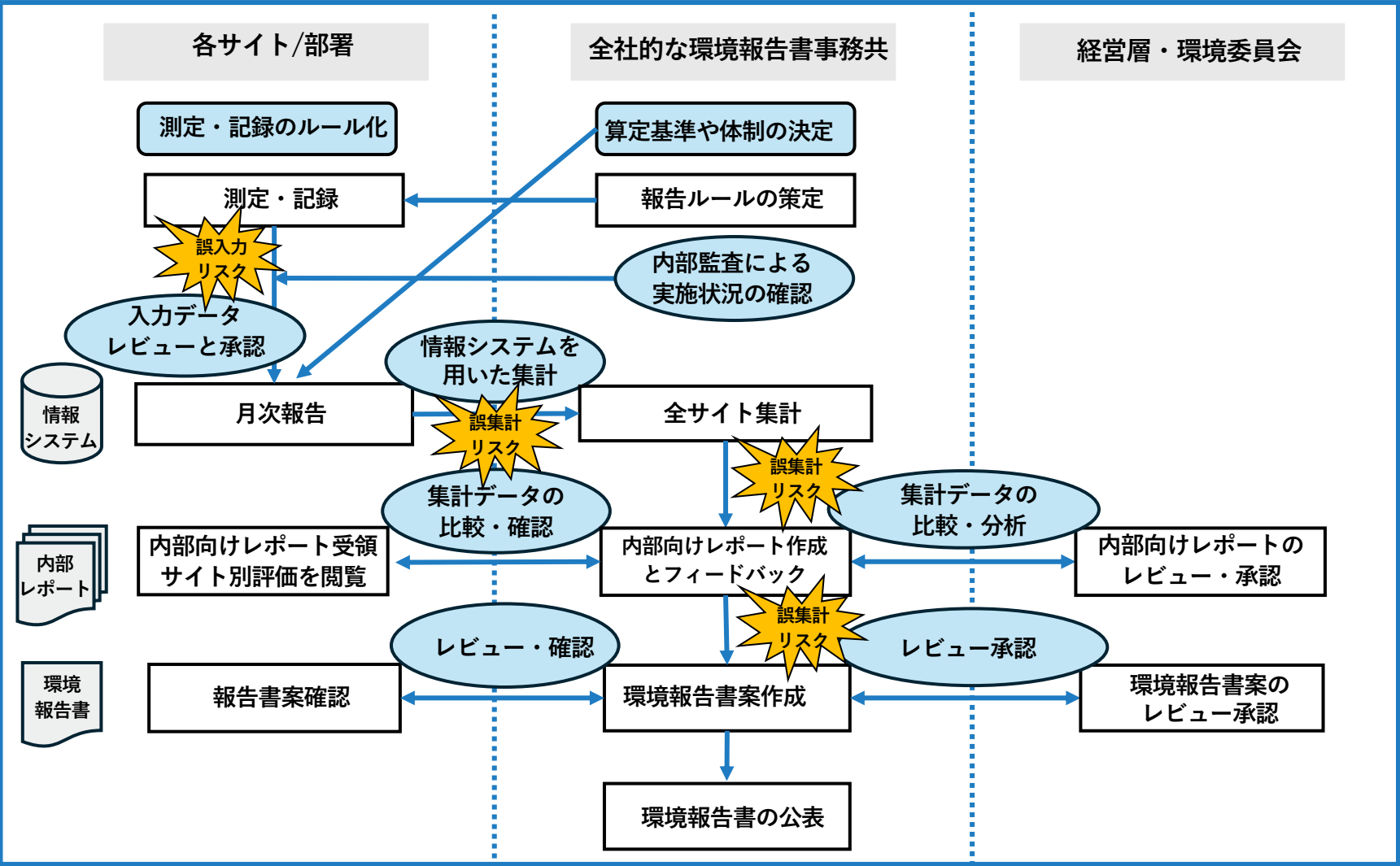
業務記述書化 （詳細化）

- ・ 各プロセスの詳細な文書化
- ・ 統制活動の実態明確化
- ・ 担当部署、責任者、使用システム、作業手順、承認プロセス

RCMの作成 （体系化）

- ・ リスクと統制の対応関係の一覧化
- ・ 統制活動の体系的整理
- ・ 統制の種類(予防的・発見的)、実施者、頻度、証跡

GHGデータ開示におけるフロー図（例）



炭素会計システム等を利用している場合のIT統制

統制領域	主要ポイント
アクセス管理	RBAC(ロールベースアクセス):データ入力者,算定ロジック管理者,承認者,監査閲覧者、MFA(Multi-Factor Authentication2つ以上の異なる要素を組み合わせで本人確認)、外部ユーザー管理
データ品質	入力承認、異常値検知、データソース固定化
変更管理	排出係数更新、算定ロジック管理、承認フロー
監査証跡	変更履歴、証憑保管、監査人向けアクセス
セキュリティ	バックアップ、災害復旧計画、脆弱性管理
Scope 3統制	サプライヤーデータ管理（一次データのDQ関連情報）、補完ロジック透明化（一次データ取得以外の方法の場合の算定ロジックの明示、使用している排出原単位のマスター管理）
開示統制	レビュー・承認、財務整合性、差異分析

まとめ

◆ 限定的保証における内部統制の重要性

- ➡ 二重責任の原則に基づき、事業者が自らの責任で内部統制を構築・運用することで、保証提供者のサンプリング対象外を含む全体の虚偽記載リスクが低減され、限定的保証における信頼性が向上

◆ 適用対象外企業におけるGHGデータ開示の重要性

- ➡ SSBJ適用対象企業との開示品質格差を踏まえ、投資家・取引先からの信頼性を確保するため、サプライチェーン全体の脱炭素化でGHGデータ提供が求められる中、早期対応が企業価値向上と競争力維持につながる。

◆ 基盤となる仕組みづくり

- ① 算定ルール・開示承認プロセスの文書化
- ② 算定データの収集プロセスのフロー図化
- ③ 算定プロセスにおける虚偽リスクの把握と対応

- ➡ これらの基本的な文書化とプロセス整備により、データの信頼性向上と業務の標準化が実現でき、将来的な合理的保証への円滑な移行と、持続可能な開示体制の確立につながる。

企業内体制の強化と継続的改善

第三者検証により、自社では見えていなかった算定体制の課題が客観的に可視化されます。検証プロセスを通じた指摘を受けることで、データ管理やプロセスの不備を早期に発見・改善でき、より精度の高い算定体制の構築と継続的な改善が可能となります。



現算定体制の課題発見

- ・ データ収集、管理プロセスにおける不備
- ・ 排出源の把握漏れ

- ・ 各事業所の算定体制の構築
- ・ 算定担当者の専門性の向上

第三者保証書

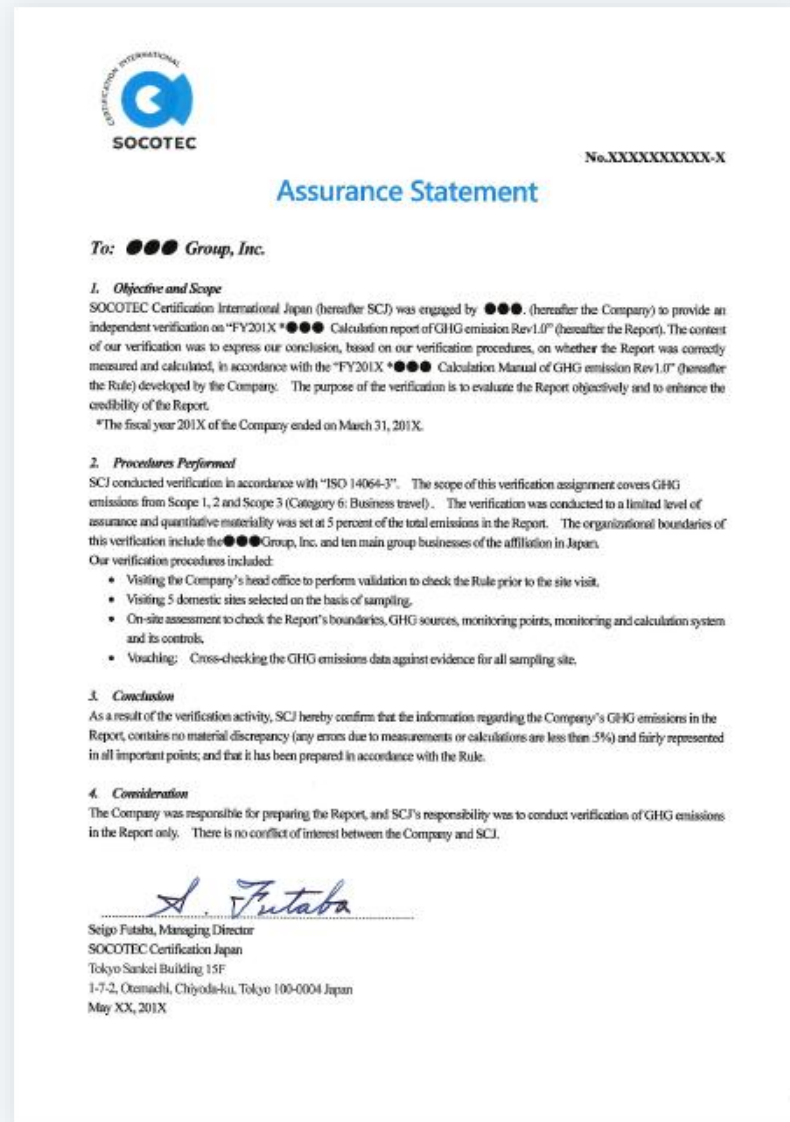
GHG排出量など、今後ESG情報として開示される情報は、その情報の信頼性の向上が求められ、国際規格に則った第三者機関による検証・保証を受けることが望ましい。

◆ CDP

Scope 1, 2, 3の排出量が関連用件（7.9.1, 7.9.2, 7.9.3）に従って検証を受けている場合には
マネジメントポイントで+13点（※2026年採点基準）

B→A-、Aリストになるためには検証が重要
(Aリスト要件：Scope 1, 2でそれぞれ100%カバレッジ、
Scope 3全体の70%がカバレッジの検証が必須)

※第三者保証書サンプルイメージ



The image shows a sample Assurance Statement from SOCOTEC. At the top left is the SOCOTEC logo, which consists of a stylized 'C' inside a circle with the text 'CERTIFICATION INTERNATIONAL' and 'SOCOTEC' below it. To the right of the logo is the text 'No. XXXXXXXXXX-X'. Below this is the title 'Assurance Statement' in blue. The document is addressed 'To: ●●● Group, Inc.'. It contains four main sections: 1. Objective and Scope, 2. Procedures Performed, 3. Conclusion, and 4. Consideration. The text is in English and describes the verification process and results. At the bottom, there is a signature line with a handwritten signature and the name 'Seigo Futaba, Managing Director' and 'SOCOTEC Certification Japan'.

SOCOTEC

No. XXXXXXXXXX-X

Assurance Statement

To: ●●● Group, Inc.

1. Objective and Scope
SOCOTEC Certification International Japan (hereafter SCJ) was engaged by ●●● (hereafter the Company) to provide an independent verification on "FY201X *●●● Calculation report of GHG emission Rev1.0" (hereafter the Report). The content of our verification was to express our conclusion, based on our verification procedures, on whether the Report was correctly measured and calculated, in accordance with the "FY201X *●●● Calculation Manual of GHG emission Rev1.0" (hereafter the Rule) developed by the Company. The purpose of the verification is to evaluate the Report objectively and to enhance the credibility of the Report.
*The fiscal year 201X of the Company ended on March 31, 201X.

2. Procedures Performed
SCJ conducted verification in accordance with "ISO 14064-3". The scope of this verification assignment covers GHG emissions from Scope 1, 2 and Scope 3 (Category 6: Business travel). The verification was conducted to a limited level of assurance and quantitative materiality was set at 5 percent of the total emissions in the Report. The organizational boundaries of this verification include the ●●● Group, Inc. and ten main group businesses of the affiliation in Japan. Our verification procedures included:
• Visiting the Company's head office to perform validation to check the Rule prior to the site visit.
• Visiting 5 domestic sites selected on the basis of sampling.
• On-site assessment to check the Report's boundaries, GHG sources, monitoring points, monitoring and calculation system and its controls.
• Vouching: Cross-checking the GHG emissions data against evidence for all sampling site.

3. Conclusion
As a result of the verification activity, SCJ hereby confirm that the information regarding the Company's GHG emissions in the Report, contains no material discrepancy (any errors due to measurements or calculations are less than 5%) and fairly represented in all important points; and that it has been prepared in accordance with the Rule.

4. Consideration
The Company was responsible for preparing the Report, and SCJ's responsibility was to conduct verification of GHG emissions in the Report only. There is no conflict of interest between the Company and SCJ.

Seigo Futaba
Seigo Futaba, Managing Director
SOCOTEC Certification Japan
Tokyo Sansai Building 15F
1-7-2, Otomachi, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0004 Japan
May XX, 201X

Thank you

SOCOTEC Certification Japan

